
第4章 實現化方策

1. 実現に向けた基本的な考え方

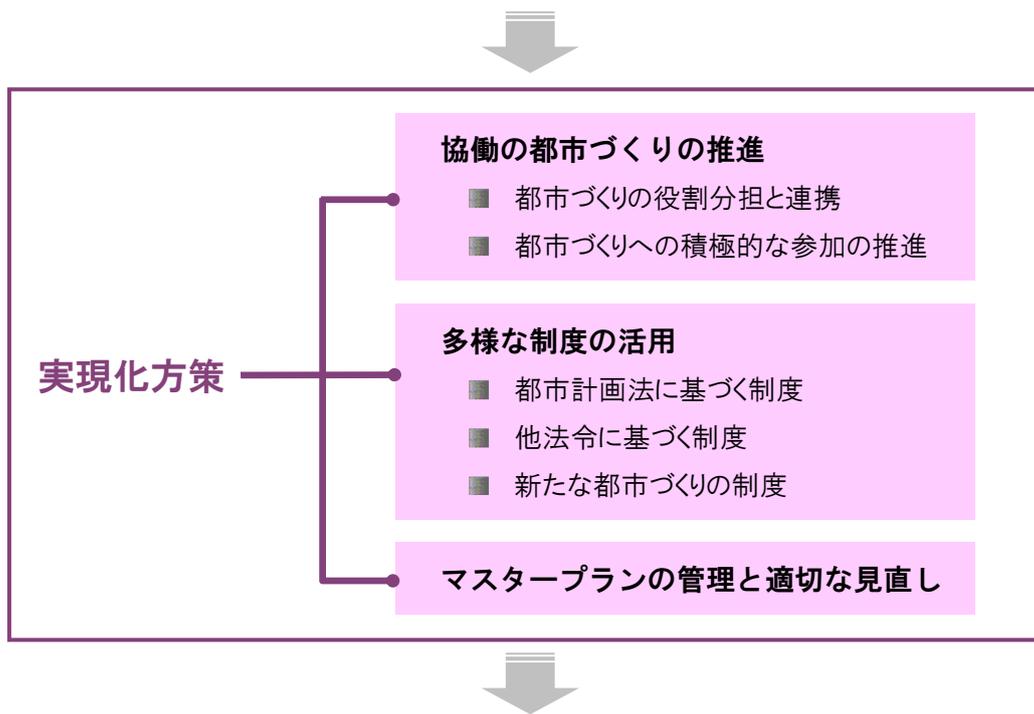
山口市都市計画マスタープランの方針に沿って、市域全体で都市づくりを推進し、将来都市像を実現していくためには、行政のみならず、地域住民やNPO、企業や大学等の教育・研究機関といった多様な主体が都市づくりの目標を共有し、各々が適切な役割分担のもとに協力し合う「協働の都市づくり」を推進していくことが重要です。そのために、市民、企業や大学等、行政が協力して都市づくりを行っていくための仕組みづくりや、制度の導入を検討していくこととします。

また、都市計画法や、景観法等の他法令に基づく多様な制度の活用を図るとともに、本市の有する多様な特性を生かした都市づくりを推進するため、必要に応じて、本市の実情に合った新たな都市づくりの制度等を検討していくこととします。

なお、都市計画マスタープランは長期的な方針であることから、都市づくりの進捗を適切に管理し、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や市民の意向を踏まえながら、適切に見直しを図っていくこととします。

■将来都市像の実現に向けた体制

全体構想、地域別構想の方針に沿って将来都市像を実現するために…



将来都市像の実現

2. 協働の都市づくりの推進

2.1 都市づくりの役割分担と連携

将来都市像を実現していくためには、市民、企業や大学等、行政といった多様な主体が都市づくりの目標を共有し、各々が適切な役割分担のもとに協力し合う「協働の都市づくり」を推進していくことが重要です。

■ 市民の役割

市民は、行政が進める都市づくりに対する理解や協力にとどまらず、生活の場である地域活動への参加をはじめ、地区計画や建築協定等のルールづくりとその遵守など、地域環境の保全及び改善や地域固有の課題の解決に主体的に関わっていくことが大切です。

また、協働の都市づくりの推進に向けて、都市計画マスタープランなどの各種行政計画への意見やアイデアの提供、都市計画の提案など、より主体的に都市づくりに関わっていくことが求められています。

さらに、まちづくり団体・NPO等の多様な組織体制のもとに、都市づくりの推進、環境の保全、地域の安全活動など、多方面にわたって活動を展開していくことも期待されます。

■ 企業や大学等の役割

企業は、事業活動などを通して地域の産業や経済の発展に貢献するとともに、必要な情報を積極的に公開し、地域住民との信頼に基づいた協力関係を構築することが重要です。

また、専門的な知識や技術の活用及び所有する土地や施設の活用などを通し、地域の一員として、行政や市民が進める都市づくりへの積極的な参加・協力が期待されます。

大学等の教育・研究機関は、専門知識や人材などを活用し、都市づくりに関する調査・研究、市民や行政等への助言、都市づくりへの協力を行うことが求められます。

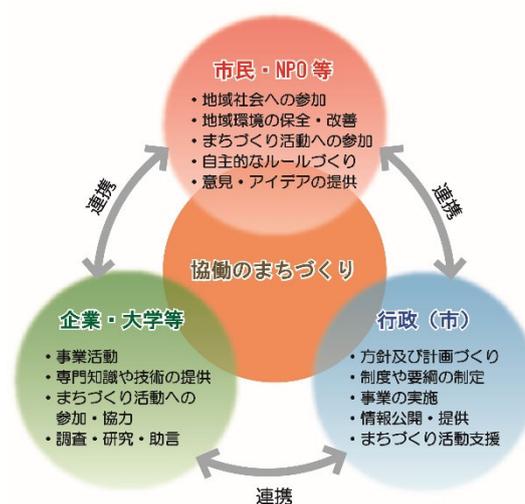
さらに、企業と教育・研究機関との連携により、地域ニーズに応える研究・技術開発、人材育成など都市づくりへの貢献が期待されます。

■ 行政の役割

市は、都市計画マスタープランに基づき、都市計画の決定や変更、地域地区等の指定や見直し、道路や公園等の都市基盤の整備など、行政でなければできない役割を担うとともに、国や県に対しても積極的な働きかけを行っていきます。

さらに、住民に最も身近な基礎自治体として、住民への情報提供や意向把握、住民主体の都市づくり活動の支援、リーダーの育成、市民参加の仕組みづくりなどに努めます。

■ 協働の都市づくりのイメージ



2.2 多様な主体による「協働の都市づくり」の推進

市民、企業や大学等、行政といった多様な主体による協働の都市づくりにおいては、市民及び企業や大学等の都市づくりへの積極的な参加が重要です。また、これらの多様な主体が都市づくりの目標を共有するとともに、互いに相手の特性を理解及び尊重し、役割分担を明確にした上で、都市づくりを推進していくことが重要です。このためには、都市づくりを市民などに身近なものとして感じてもらう取組が必要となります。

こうした中、本市では、都市づくりのみならず、まちづくり全般にわたって市民等の参加及び協働のまちづくりを推進するための基本ルールとなる「山口市協働のまちづくり条例」を施行し、これに併せて「山口市協働推進プラン」を策定しています。

将来都市像の実現に向けた都市づくりにおいては、これら条例・計画の理念を踏まえ、市民等の積極的な参加の推進につながる「都市計画の仕組みづくり」と「都市計画に関する情報提供・共有」に努め、市民等の都市づくりへの積極的な参加を促し、多様な主体による「協働の都市づくり」を推進していきます。

■ 都市計画の仕組みづくり

都市計画の仕組みづくりとしては、都市づくりに関する計画などを策定する場合、計画策定段階から市民懇談会やワークショップ、パブリックコメント及びアンケート調査など、市民が都市づくりを身近に感じる場を提供し、都市づくりに対する意見や提案を積極的に取り入れることとします。

また、都市計画の提案制度など、市民が主体的かつ積極的に都市づくりに関わることができる制度やルールづくりに努め、その周知・活用を図ることとします。

■ 都市計画に関する情報提供・共有

都市計画に関する情報提供・共有としては、都市づくりの関心や意欲を高めるため、計画の策定や取組、都市計画の決定や変更などについて、市報やパンフレット、ホームページなどの多様な情報発信手段を活用し、市民との情報の共有に努めます。

参考 山口市協働のまちづくり条例、山口市協働推進プラン

本市では、市民等の参加及び協働を推進し、個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図ることを目的とする「山口市協働のまちづくり条例」を平成21年（2009年）4月から施行しています。また、この条例の施行にあわせて、条例の理念である市民の参加と協働によるまちづくりを着実に進めるため、総合的かつ計画的な施策として「山口市協働推進プラン」を策定し、平成30年（2018年）には「第二次山口市協働推進プラン」を策定しています。

この「山口市協働推進プラン」では、協働の基本的考え方、地域コミュニティや市民活動団体など新しい公共の担い手となる主体への活動支援や環境整備、協働による事業のあり方など、地域社会を支える担い手の育成と地域社会における協働推進体制の土壌づくりとして、協働のまちづくりの具体的な進め方を示しています。

3. 多様な制度の活用

将来都市像の実現においては、都市と農山漁村が共生したバランスのとれた土地利用の推進、特性に応じた都市機能の強化・集積を図り、市域全体で活力を維持し、持続的に発展していくことが必要であり、これらを踏まえ、多様な制度を活用し、都市づくりを進めていくことが重要です。

3.1 都市計画法に基づく制度

■ 地域地区

「地域地区」は、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るものです。この「地域地区」のうち、都市全体の土地利用の枠組みを定める、最も基礎的なものとして「用途地域」があります。また、本市では、必要に応じて「特別用途地区」や「防火・準防火地域」、「風致地区」などの「地域地区」を定めており、これらと併せて地域の特性に応じた土地利用を推進しています。

今後、環境と共生した集約型都市構造の実現を目指し、これらの「地域地区」や「特定用途制限地域」等の活用を図るとともに、必要に応じて、「用途地域」等の適切な見直しを行い、それぞれの土地利用目的にふさわしく、バランスのとれた土地利用を推進します。

■ 都市施設

「都市施設」とは、道路、公園、下水道など、安心・安全、快適で円滑な都市活動を支え、市民生活の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するとともに、都市の骨格を形成し市街地を性格づける役割を持つ、都市計画法で規定された施設です。

今後、集約型都市構造の実現に向け、必要な「都市施設」の計画決定を行うとともに、施設の整備や既存施設の有効活用を図っていきます。

また、長期にわたり事業未着手となっている「都市施設」については、その必要性を適切に評価・検証し、必要に応じて、計画の見直しを行います。

■ 地区計画

「地区計画」は、都市全体の土地利用の枠組みを定める「用途地域」と異なり、いくつかの街区などからなる一定の地区を単位として、地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定める地区レベルの都市計画です。主に、身近な地区における良好な都市環境を形成するために、地区の将来像、建物の用途や建て方、道路や公園等の配置などについて、住民合意のもと、必要なルールを定めるものです。本市においては、「山口朝田ヒルズ地区」や「ヴェルコリーナ山口地区」といった新たに開発された住宅団地において「地区計画」を定めており、良好な住環境が形成されています。

また、「地区計画」は、このような一般的な使い方のほか、地区それぞれの固有の状況や課題に応じて様々な使い方が可能であり、今後、住民等の積極的な都市づくりへの参加を促す仕組みづくりとともに、地区の特性に応じた「地区計画」の活用を検討していきます。

■ 市街地開発事業

「市街地開発事業」は、土地区画整理事業や市街地再開発事業など、面的一体的な整備によって、土地の有効利用や市街地環境を改善し、市街地の形成を図る事業です。

都市計画マスタープランの方針に即し、公共施設の整備状況や土地利用状況を踏まえた上で、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要がある場合において、「市街地開発事業」の活用を図ります。

■ 開発許可制度

「開発許可制度」は、無秩序な市街化を防止するとともに、公共施設や排水設備等の必要な施設の整備を義務付け、良質な宅地水準を確保することを目的とする制度です。

本市においては、集約型の都市構造の実現に向けて、周辺の自然環境と調和したゆとりある居住環境の形成と無秩序な市街地の拡大・拡散防止を図るため、都市計画区域内の白地地域において、開発許可基準の強化を行うなど、今後も、適切な「開発許可制度」の運用を図っていきます。

■ 都市計画の提案制度

「都市計画の提案制度」は、土地の所有者やまちづくり団体、NPO等が、一定規模以上の土地について、都市計画に関する法令上の基準に適合すること及び土地所有者等の一定の同意を得ることにより、「都市計画の決定」又は「変更」をすることを行政に対して提案できる制度です。

「都市計画の提案制度」は、都市づくりや都市計画に対する市民等の関心を高め、主体的かつ積極的な都市づくりへの参加を促す役割を果たすため、協働の都市づくりにおいて、重要な機能を担うことから、制度の活用に向けた取組を検討していきます。

3.2 他法令に基づく制度

■ 景観計画

本市は、豊かな自然環境、歴史や文化が薫るまちなみなど、市内外に誇れる良好な景観を多く有しています。これらの景観は市民共有の資産であり、現にある景観を保全するとともに、新たな景観の創出に取り組むなど、地域固有の景観を生かした都市づくりを進める必要があります。

「景観計画」は、景観法に基づき、景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画で、都市計画区域内外を問わず計画の対象区域とすることが可能です。「景観計画」を策定することにより、景観計画区域内における建築物の建築等の行為を届出・勧告により緩やかに規制できるほか、「景観重要建造物」や「景観重要公共施設」の指定、「景観協定」等、景観法に規定する制度が活用できることとなります。

こうした制度の活用を図るため、平成25年（2013年）に「山口市景観計画」を策定し、市内全域を対象として良好な景観の維持・創出を図っています。

■ 緑の基本計画

「緑の基本計画」は、都市緑地法に基づき市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や講ずる施策について、総合的かつ体系的に定めるものです。

豊かな自然環境との共生や良好な都市環境の維持、環境負荷の低減など、今後の都市づくりの方針を踏まえて、緑の保全及び緑化の推進に関する総合的な取組を推進していきます。

■ 中心市街地活性化基本計画

「中心市街地活性化基本計画」は、「中心市街地の活性化に関する法律及び同基本方針」に基づき、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するために定めるものです。

本市では、JR山口駅北側の商業地を中心市街地と位置づけ、「山口市中心市街地活性化基本計画」を策定し、活性化の取組を進めています。

今後、多様な都市機能が集積し、持続可能な重層的集約型の都市構造の実現において、さらににぎわいと活力ある中心市街地の実現に向けた取組を推進していきます。

■ バリアフリー基本構想

「バリアフリー基本構想」は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、一体的かつ総合的なバリアフリー化の推進を図るために定めるものです。

本市では、「山口市バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリー化の推進に関する基本方針に基づき、バリアフリー化の実現に向けた取組を進めています。

今後、都市計画マスタープランに掲げる将来都市像を実現するため、バリアフリー化が推進され、誰もが安心・安全で豊かに暮らせる都市の実現に向けた取組を推進していきます。

■ その他法令

環境と共生した集約型都市構造の実現に向け、本市が有する田園環境や山地・丘陵地、海岸地などの豊かな自然環境の保全・活用及び、農林漁業や環境保全に関する法令に基づき展開される施策と都市計画に関する施策との調和・連携により、豊かな自然環境の保全・活用を図ります。

3.3 新たな都市づくりの制度

都市づくりを推進し、将来都市像を実現していくため、「都市計画法に基づく制度」や「他法令に基づく制度」といった既存の制度の活用を図るとともに、これらの制度で実現が困難な場合には、必要に応じて、新たな都市づくりの制度の活用を図ることが重要と考えられます。

「重層的集約型環境共生都市」の実現において、本市の有する多様な特性を生かした都市づくりを推進するため、その特性に応じた効果的・効率的な新たな都市づくりの制度や条例等の検討・整備を行うこととします。

■ 山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画（山口市版立地適正化計画）

平成26年(2014年)8月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、市町村は、住宅や医療、福祉、商業施設等の都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画である「立地適正化計画」を作成することができることとなりました。

この計画では、住宅や都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針を定めることとされているほか、居住に関して、都市の居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）、及び居住環境の向上、公共交通の確保、その他居住誘導区域内に都市の居住を誘導するための施策を記載することと

されています。また、都市機能増進施設の立地に関して、都市機能増進施設を誘導すべき区域（都市機能誘導区域）、都市機能誘導区域に誘導すべき施設（誘導施設）、及び都市機能誘導区域に誘導施設を誘導するための施策（誘導施策）を記載することとされています。

本市では、山口市版立地適正化計画として「山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画」を平成31年（2019年）に公表しています。本計画では、本市が、将来にわたって求心力のある県都として活力を持ち続けるために、「都市活動や市民生活を支える都市機能の集積を図る都市核の形成」、「誰もが利用しやすい、公共交通を主体とした持続可能なネットワークの確保」、「安全・安心に暮らせる居住環境の形成」の3つを基本方針に、取り組むべき施策を示しています。

■ 第二次山口市市民交通計画（山口市地域公共交通網形成計画）

平成25年（2013年）12月に交通政策基本法、平成26年（2014年）11月には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（以下「地域公共交通活性化再生法」という。）が施行され、地域公共交通の課題を踏まえて、公共交通ネットワークを一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通システムの在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定める「地域公共交通網形成計画」を、地方公共団体が策定できるようになりました。

本市では、地域公共交通活性化再生法第5条第1項に基づき、「第二次山口市市民交通計画（山口市地域公共交通網形成計画）」を平成30年（2018年）3月に策定しています。本計画では、本市の次世代の姿を見据えた地域公共交通網の構築を図り、持続可能な交通まちづくりを実現するために、「～マイカーに頼り過ぎないまちづくりを目指して～ 育て支えよう！みんなの公共交通」を基本理念として、取り組むべき施策を示しています。

4. マスタープランの管理と適切な見直し

本市の今後の都市づくりは、都市計画マスタープランに掲げる将来都市像の実現を目指し、都市づくりの方針に基づき、協働の都市づくりの考えのもと、多様な制度や事業を活用しながら推進しますが、その際には進捗状況を適切に整理し、管理を行っていくこととします。

また、都市計画マスタープランは長期的な方針であることから、法制度の改正や人口・産業動向等による社会経済情勢の変化及び市民の意向を踏まえ、適切な見直しを図っていくこととします。

參考資料

◆ 山口市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 山口市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定による、市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定に関し、調査研究及び意見を述べることを目的として設置する。

(組織)

第2条 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び関係団体の職員
- (3) その他の市が必要と認める者

(会長)

第3条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員会において委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し会務を処理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、議事に関し必要があると認めるきは、会議に委員以外の者の出席を求める事ができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランの策定及び公表をもって、解散するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、都市計画マスタープランの策定及び公表をもって、その効力を失う。

◆ 山口市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿（平成24年3月策定時）

| 氏名 | 役職名等 | 備考 |
|-------|-----------------|-----|
| 内田 文雄 | 山口大学大学院理工学研究科教授 | 会長 |
| 朝日 幸代 | 山口大学経済学部教授 | 副会長 |
| 足立 明男 | 山口情報芸術センター館長 | |
| 師井 努 | 山口県土木建築部都市計画課長 | |
| 末光 信雄 | 山口県防府土木建築事務所長 | |
| 荒瀬 尚良 | 山口県山口農林事務所長 | |
| 原 昌克 | 山口市社会福祉協議会会長 | |
| 田原 文栄 | 山口商工会議所 | |
| 小泉 貢 | 山口市自治会連合会会長 | |
| 國安 克行 | 山口市小郡区域区長協議会会長 | |
| 濱崎 早都 | 秋穂区域区長会会長 | |
| 松浦 有朋 | 阿知須自治会連合会会長 | |
| 板垣 幸男 | 山口市徳地自治会連合会会長 | |
| 椿 包光 | 阿東自治会連合会会長 | |
| 入交 知則 | 公募市民 | |
| 長安 典子 | 公募市民 | |

※役職名等は委嘱時のもの

◆ 山口市都市計画推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 本市のまちづくりの推進に資する都市計画に関する重要事項を審議検討するため、山口市都市計画推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第8条第1項第1号の用途地域の決定及び変更に関すること。
- (2) 法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるための検討に関すること。
- (3) 法第21条の2の規定による都市計画の決定等の提案に関すること。
- (4) その他、都市計画に関する特に重要な事項の審議検討に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充て、副会長は、都市整備部長をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

(副会長)

第5条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 所掌事務を推進するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事長は、都市整備部次長をもって充てる。

4 幹事会の会議は、幹事長が審議事項の内容に応じて関係幹事を招集する。

5 幹事会の会議は、書面をもって開催に代えることができる。

6 幹事長は、特に必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(別表第1)

山口市都市計画推進連絡会議構成員

| | |
|-----------|-----|
| 副市長 | 会長 |
| 都市整備部長 | 副会長 |
| 総合政策部長 | 委員 |
| 経済産業部長 | 委員 |
| 上下水道局長 | 委員 |
| 農業委員会事務局長 | 委員 |

(別表第2)

山口市都市計画推進連絡会議幹事会構成員

| | |
|-------------|-----|
| 都市整備部次長 | 幹事長 |
| 都市整備部技術担当次長 | 幹事 |
| 企画経営課長 | 幹事 |
| ふるさと産業振興課長 | 幹事 |
| 農林政策課長 | 幹事 |
| 都市計画課長 | 幹事 |
| 都市整備課長 | 幹事 |
| 道路河川建設課長 | 幹事 |
| 開発指導課長 | 幹事 |
| 小郡総合支所土木課長 | 幹事 |
| 下水道整備課長 | 幹事 |
| 農業委員会事務局参事 | 幹事 |

山口市都市計画マスタープラン策定経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-----------|---------------------------|
| 平成 20 年 | |
| 9 月 1 日 | |
| ～ | 市民アンケート調査実施 |
| 9 月 20 日 | |
| 9 月 26 日 | 都市計画推進連絡会議・幹事会開催 |
| 10 月 8 日 | 第 1 回都市計画マスタープラン策定委員会開催 |
| 11 月 25 日 | |
| ～ | まちづくり審議会への意見聴取（5 地域） |
| 11 月 28 日 | |
| 12 月 19 日 | 都市計画推進連絡会議幹事会開催 |
| 平成 21 年 | |
| 1 月 14 日 | 都市計画推進連絡会議開催 |
| 1 月 23 日 | 第 2 回都市計画マスタープラン策定委員会開催 |
| 2 月 12 日 | |
| ～ | 市民懇談会開催（5 地域） |
| 2 月 17 日 | |
| 2 月 16 日 | 山口市市議会議員説明会開催 |
| 7 月 14 日 | 都市計画推進連絡会議幹事会開催 |
| 7 月 16 日 | 都市計画推進連絡会議開催 |
| 8 月 11 日 | 第 3 回都市計画マスタープラン策定委員会開催 |
| 9 月 30 日 | |
| ～ | 地域別市民ワークショップ開催（各ブロック×3 回） |
| 11 月 18 日 | |
| 平成 22 年 | |
| 3 月 13 日 | 市民懇談会開催（阿東地域） |
| 7 月 26 日 | 経営会議開催 |
| 平成 23 年 | |
| 2 月 18 日 | 都市計画推進連絡会議・幹事会開催 |
| 2 月 18 日 | 山口市市議会議員説明会開催 |
| 9 月 27 日 | 第 4 回都市計画マスタープラン策定委員会開催 |
| 10 月 13 日 | 第 5 回都市計画マスタープラン策定委員会開催 |
| 11 月 7 日 | 経営会議開催 |
| 11 月 7 日 | 山口市都市計画審議会へ報告 |
| 11 月 28 日 | 山口市議会議員説明会開催 |
| 11 月 29 日 | |
| ～ | パブリックコメントの実施 |
| 12 月 28 日 | |

| 年 月 日 | | 内 容 |
|---------|-----------|------------------|
| 平成 24 年 | 1 月 20 日 | 山口市都市計画審議会へ諮問 |
| | 3 月 | 山口市都市計画マスタープラン策定 |
| 令和元年 | 12 月 23 日 | 都市計画推進連絡会議幹事会開催 |
| 令和 2 年 | 1 月 20 日 | 都市計画推進連絡会議開催 |
| | 3 月 2 日 | 経営会議開催 |
| | 3 月 16 日 | 山口市都市計画審議会へ諮問 |
| | 3 月 | 山口市都市計画マスタープラン改定 |

用語の解説

| | 用語 | 解説 |
|------|---|---|
| あ | アイデンティティ | 環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであることをいい、主体性、役割、存在意義、価値ともいう。 |
| | 新しい公共 | 「公共」は行政によってのみ担われるものではなく、民間によっても担われるものであるとした考え方。地域に根ざした身近な課題に柔軟に対応する点で民間の担う公共は重要な意味を持つといわれる。 |
| | NPO | Non-Profit-Organization の略で、営利を目的とせず、社会的使命(ミッション)の実現を目的とする民間組織。「民間非営利組織」と呼ばれる。 |
| | 大内文化特定地域 | 室町時代に栄えた大内氏の遺跡・文化財や幕末・明治維新期の史跡、古くからの街道筋の街並みなどの歴史資源が残り、経済や文化等において市内への波及効果が期待できる地域。 |
| | オープンスペース | 公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものの総称。また、都市の中の空地や空間で市民に対して開かれた空間。 |
| か | 街区公園 | 都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。1箇所あたり面積0.25haを標準としている。 |
| | 開発許可 | 都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。都市計画区域内において、開発行為をしようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。開発許可の基準は、都市計画法第33条及び第34条に定められているが、平成12年の法改正で地方公共団体の条例により基準を強化又は緩和できるようになった。 |
| | 合併処理浄化槽 | 公共下水道や農業・漁業集落排水施設のない地域で、し尿と台所、風呂、洗面所などの生活雑排水を同時に処理する施設をいう。 |
| | 既成市街地 | 一般には、都市において道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域をいう。都市計画法においては、人口密度が1haあたり40人以上の地区が連たんして3,000人以上となっている地域等をいう。 |
| | 既存ストック | 整備済みの道路や公園などの都市施設や住宅などの建築物。 |
| | 基盤施設 | 道路や上下水道、公園、河川等の都市活動を支える基盤となる施設。 |
| | 供給処理施設 | 上水、ガス、電力等の供給、下水、ごみ処理など都市の生活に必要な循環機能、エネルギー供給に係わる施設の総称。電気供給施設・ガス供給施設・上下水道・ごみ処理場などがある。 |
| | 共同溝 | 電気、電話、水道、ガスなどのライフラインをまとめて道路などの地下に埋設するための設備。 |
| | 近隣公園 | 都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。1箇所あたり面積2haを標準としている。 |
| | グループタクシー制度 | 山口市内において公共交通の利用が不便な地域の高齢者を対象としたタクシーの共同利用制度。 |
| | 景観行政団体 | 地域における景観行政を担う主体で、具体的には、指定都市・中核市については当該指定都市・中核都市が、その他の市町村については、都道府県と協議を行った上で、景観行政団体として景観行政事務を行うことができる。都道府県は、これらの市町村の区域以外の区域について、景観行政団体として景観行政事務を行うこととなる。 |
| | 景観協定 | 景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、建築物、工作物、緑地など、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する様々な事項を協定する制度。 |
| | 景観重要建造物 | 良好な景観を形成する上で優れた建造物が、除去や外観の変更などにより、地域全体の良好な景観が大きく損なわれないように、景観法の規定により、景観計画の方針に即し、景観行政団体の長が指定するもの。 |
| | 景観重要公共施設 | 道路や河川等の公共施設のうち、良好な景観の形成において重要な施設として定められたものをいい、管理者の合意のもと指定される。これに指定された公共施設の整備は、景観計画に即して行われなければならない。 |
| | 経済のグローバル化 | 情報通信技術の発展や交通手段の発達に伴い、国境を越えて世界的な規模で経済活動が営まれているさま。 |
| 建築協定 | 住宅地としての良好な環境や商店街としての利便の維持増進を図るなどのために、地域住民によって設けられた建築物に関する協定のことをいう。建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備などについて定め、特定行政庁の認可により成立する。 | |

| | 用語 | 解説 |
|---------|---|---|
| か | 広域経済・交流圏 | 県中部の圏域で、広島、福岡・北九州地方中枢都市圏の中間に位置するという特性を踏まえ、市町間の交流・連携を通じた地域資源の有効活用や経済循環の活性化等、市域を越えた取り組みや経済的な一体性の形成が望まれる地域。 |
| | 広域県央中核都市 | 人口 30 万人以上を有する高い都市経営能力を持つ都市で、広域経済・交流圏における経済活動を支え、広域的に質の高い都市的サービスを提供するとともに、世界に通用するまちとしての価値を創造・発揮する都市。 |
| | 広域公園 | 主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園のこと(地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する)。 |
| | 広域避難場所 | 大規模災害時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模な公園、緑地等のオープンスペースをいう。 |
| | 公共下水道 | 都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図るため、主として市街地の雨水や汚水を排除し、または処理するために、地方公共団体が管理する下水道。 |
| | 公共用水域 | 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。 |
| | 高次都市機能 | 行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、都市圏を越え、広域的に影響のある機能。 |
| | 交通結節点 | 異なる交通手段を相互に乗り換え、乗り継ぎするための施設で、駅や主要なバス停などを意味する。 |
| | 高齢化率 | 総人口に占める 65 歳以上の者の割合。 |
| | コミュニティ | 人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域やその人々の集団。地域社会。 |
| | コミュニティ交通 | コミュニティバスやコミュニティタクシーなど、地域の特性や住民の要望に合った移動手段で、地域をきめ細かく回り、地域の中心や基幹交通に接続する交通機関のこと。 |
| コンベンション | 見本市や学術会議、国際会議など、共通の目的を持って一定の場所に集合する様々な催しや会議のこと。 | |
| さ | 里山 | 自然地域と都市地域の中間に位置し、集落とその周辺の森林や農地、ため池などで構成される地域。良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域。 |
| | 市街化区域 | 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 |
| | 市街化調整区域 | 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地としての開発を抑制すべき区域。 |
| | 市街地開発事業 | 地域が抱える課題を解消するため、一定の区域を定め、地域の状況に応じた整備手法により、道路や公園等の都市施設を含め多面的な整備を行い、良好な市街地を形成する事業。土地区画整理事業や新住宅市街地開発事業等がある。 |
| | 市街地再開発事業 | 都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。老朽化した建物が密集し、道路が狭いなど生活環境が悪化している地区や有効な土地利用が図られていない地区等において既存の建物を除去し、土地の共同化と高度利用を図り、不燃化した共同建物に建て替えるとともに、道路・公園・広場等の公共施設の整備とオープンスペースの確保によって、安全で快適な都市環境を創出するもの。 |
| | 自然公園 | すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定される地域であり、環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園がある。自然公園においては、自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されている。 |
| | 自然的土地利用 | 農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもの。都市的土地利用以外の土地利用の総称。 |
| | 市町村マスタープラン | 議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想及び県の定める「都市計画区域マスタープラン」に即して市町村が定める、都市計画に関する基本的な方針。 |
| | 社会福祉費 | 障害者等の福祉対策や他の福祉に分類できない総合的な福祉対策に要する経費。 |
| | 住区基幹公園 | 都市公園のうち、住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた街区公園、近隣公園及び地区公園が該当する。 |
| | 集約型の都市 | 空間の高度利用と公共交通ネットワーク整備により、環境負荷とエネルギー消費が小さく、かつ都市機能の維持コストが小さいコンパクトな都市構造からなる、自然・生活環境重視の都市のこと。 |

| | 用語 | 解説 |
|--------|---------------------------------------|---|
| さ | 循環型社会 | 持続可能な社会を生み出すために、生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効活用、さらに環境負荷を最小限に抑えることなどを目指す社会をいう。大量生産・大量消費・大量廃棄に代わる考え方。 |
| | 白地地域 | 非線引き都市計画区域における用途地域が定められていない土地の区域。 |
| | 新市街地 | 用途地域指定区域の中で計画的な整備を行った区域で、DID 区域ではないもの |
| | 森林セラピー | 森の地形や自然を利用して健康増進やリハビリテーションに役立てる森林療法のこと。 |
| | 水源涵養 | 森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。 |
| | 総合公園 | 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園のこと(都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置)。 |
| た | ターミナル機能 | 複数の鉄道や多様な交通手段の乗り換え、乗り継ぐ機能のこと。 |
| | 地域高規格道路 | 全国的な幹線道路ネットワークである高規格幹線道路(高速自動車道等)と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾などの広域交流拠点との連結等に資する路線のことをいう。自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、高速サービスを提供できる道路。 |
| | 地域コミュニティ | 地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まり。 |
| | 地域森林計画対象民有林 | 国が定める「全国森林計画」に即し、知事が5年ごとに10年を一期として、対象とする民有林の森林の区域、森林の整備の目標などについて定める計画を「地域森林計画」といい、その計画対象となる民有林を指す。 |
| | 地区計画 | 一体的に整備、開発及び保全を図るべき地区について、道路・公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を総合的かつ一体的にひとつの計画として定めた都市計画。 |
| | 中核都市 | 高次都市機能や都市型産業が集積し、人口の県内定住や交流の促進、地域経済の活性化、地方分権の推進等の核となり、県全体あるいは広域活力創造圏の発展をけん引する都市のこと。 |
| | 中心市街地 | 公共交通や都市機能、インフラなどの諸機能が集積した都市の中心地区。 |
| | 低・未利用地 | 適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。 |
| | 低炭素型社会 | 地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。 |
| | DID 地区 | 人口集中地区のことで、国勢調査において設定される統計上の地区。原則として、人口密度が4,000人/㎢以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。 |
| | 特定環境保全公共下水道 | 市街化区域(非線引きの場合は、既成市街地及びその周辺地域)以外において設置されるもので、自然公園の区域内の水質保全、農山漁村の生活環境の改善などを図る必要がある地域において施行される公共下水道。 |
| | 特定用途制限地域 | 用途地域が定められていない区域(市街化調整区域を除く)において、その良好な環境の形成や保持のために、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要を定める地域。 |
| | 特別用途地区 | 用途地域内において特別の目的から特定の用途の利便の増進、環境の保護等を図ることで、用途地域の制度を補完するために定める地区。 |
| | 都市核 | 行政、業務、商業、文化などの高次都市機能が集積し、人々の生活文化や事務所の経済活動等に対して広域的に質の高い都市的サービスを提供する拠点。広域県中核都市の核となるエリア。 |
| | 都市機能 | 行政、文化、商業、交通、レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する機能のこと。 |
| | 都市計画区域 | 市または一定の要件を備える町村の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域などのことで、都道府県が都市計画法に基づき指定した区域。 |
| 都市計画公園 | 都市計画法第4条及び第11条に基づき公園として都市計画決定された都市施設。 | |

| | 用語 | 解説 |
|---|--------------------------|---|
| た | 都市計画道路 | 都市計画法第4条及び第11条に基づき道路として都市計画決定された都市施設。 |
| | 都市公園 | 都市公園法に基づき、都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するものや、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地に該当するもの。住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類がある。 |
| | 都市施設 | 道路、公園、下水道など、円滑な都市活動を支え、都市生活の利便性を向上し、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設。 |
| | 都市的サービス | 都市が備えるべき機能で、公共サービス、公共交通、医療、商業、教育、文化、専門サービス、娯楽等の機能。 |
| | 都市的土地利用 | 住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。 |
| | 土砂災害(特別)警戒区域 | 土砂災害防止法に基づいて指定される、土砂災害のおそれのある区域。そのうち、特に建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、土砂災害特別警戒区域が指定される。 |
| | 土地区画整理事業 | 土地区画整理法に基づく、土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業。快適な都市環境をつくるため、面的整備がされていない市街地について、土地の区画の整形化や、土地の所有者から土地の一部を提供していただき、新たに公園や道路を整備するもの。 |
| | 土地の高度利用 | 道路などの公共施設の整備水準が一定以上の土地について、有効な空地の確保、一定以上の敷地規模の確保などにより良好な市街地環境を形成し、土地を効率的に利用すること。 |
| な | 内水 | 河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地(人が住んでいる場所)にある水を「内水(ないすい)」と呼ぶ。大雨が降ると、降った雨を流しきれなくなったり、支川が本川に合流したりするところでは、本川の水位が上昇すると、本川の外水が小河川に逆流することもある。こうした内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が浸水してしまうことを「内水氾濫」という。 |
| | (農業・漁業)集落排水施設 | 農業用排水や漁港及び周辺水域の水質保全と農業・漁業集落の衛生環境の向上を図るために、農業・漁業集落における汚水を処理する施設。 |
| | 農業振興地域 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する区域。 |
| | 農地転用 | 農地を宅地や駐車場など、農地以外のものにする(転用)こと。農地法では、転用または転用を目的とした権利の設定・移転に対して規制を設けており、都道府県知事(4haを超える場合は農林水産大臣、権限委譲を受けている市は農業委員会)の許可が必要。 |
| | 農用地区域 | 今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村がその農業振興地域整備計画において定めた土地の区域。 |
| は | パーク・アンド・ライド、サイクル・アンド・ライド | 自宅からバス停や駅などの近くに整備した駐車場(駐輪場)までマイカー(自転車)で行き、バスや鉄道に乗り換えて、目的地まで移動する方法。 |
| | バイオマス | 再生可能な生物由来の有機性資源のことで、化石燃料を除いたもの。 |
| | ハザードマップ | 一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にした災害予測図。住民が安全に避難できるよう被害の予想区域や程度、避難場所などが示されている。 |
| | バリアフリー | 障がい者や高齢者等が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。 |
| | ヒートアイランド現象 | 都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。その原因としては、空調システムや自動車などの人間活動により排出される人工排熱の増加や、緑地・水面の減少と建築物・舗装面の増大による地表面の人口化が挙げられる。 |
| | 風致地区 | 都市における良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市計画上、風致の維持が必要と考えられる地区のこと。 |
| | 保安林 | 水源涵養、災害の防備、生活環境の保全等の公益目的を達成するために指定される森林で、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、伐採や開発等が規制される。 |
| | 防火・準防火地域 | 防火性能の高い建築物等の建築を促進し、地域の不燃化を進めることにより、市街地における火災の危険を防除するために定める地域。 |
| | 保健休養 | 森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりする効果。 |
| | 圃場整備 | 農地の区画・規模・形状を変更し、農道等を整備する農地基盤の整備のこと。これにより農地が整然となり、農業生産性の向上と農村環境の整備を図ることができる。 |

| | 用語 | 解説 |
|---|---------|---|
| ま | 緑の基本計画 | 平成6年6月の都市緑地保全法の改正により、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。 |
| | 面的整備 | 市街地内の相当規模の区域内において、各施設を一体的、総合的に整備すること。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがこれにあたる。 |
| や | 用途地域 | 都市計画の地域地区のうち最も基礎的な制度で、住環境の保護と機能的な都市活動を確保するため、都市全体の土地利用の枠組みを定めるもの。住居、商業、工業などそれぞれの目的に応じて12種類ある。 |
| ら | ライフライン | 上下水道、電気、ガス及び電話など人々が日常生活を維持するために不可欠な供給システムの総称。 |
| わ | ワークショップ | 行政計画の策定や、公共施設の計画といった様々な分野において、住民と共同して研究・学習や意見交換、作業を行うこと。これにより、住民の意見の反映されたまちづくりを進める。 |

山口市都市計画マスタープラン

【発行】

山口市
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>

【編集】

山口市都市整備部都市計画課
TEL 083-934-2831
FAX 083-934-2654

【発行日】

令和2年（2020年）3月